平成２２年（フ）第３０６号
神戸市北区花山東町２番17―403号、従前の住所神戸市北区大原３丁目１番地の６
債務者　郷原　信一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７号
神戸市中央区琴ノ緒町２丁目５番５号　中野マンション303、従前の住所神戸市北区大原３丁目１番地の６
債務者　郷原　直枝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２号
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川25番地の３清和マンション104号
債務者　伊藤　正右
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１３号
神戸市兵庫区西上橘通２丁目８番17号マルイマンション６階、従前の住所大阪市阿倍野区阪南町３丁目42番６号
債務者　中塚　孝介
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2786番地６
債務者　古賀真由美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５９号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和９番地10　エスポワールマンション武雄Ⅲ403号
債務者　角　　夏佳（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６３号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲12993番地
債務者　蒲地　貞幸
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６４号
佐賀県武雄市橘町大字芦原5406番地１
債務者　淵　健一郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６５号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙2867番地
債務者　藤家　春代
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６６号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐148番地
債務者　池田　寛子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６７号
佐賀県西松浦郡有田町戸矢乙1720番地
債務者　中尾　雅浩
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６８号
佐賀県鹿島市大字高津原565番地３
債務者　大隈　悦子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６９号
佐賀県伊万里市黒川町黒塩2574番地
債務者　原田　由佳
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８６号
大分市大字永興1878番地
債務者　小野　雄一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
福島県二本松市岳温泉２丁目25番地
債務者　小倉　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７６号
福島市笹木野字鎌古屋東23番地　市住５号
債務者　宍戸　大輔
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７４号
北九州市小倉北区下富野４丁目４番３―307号
債務者　小松　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部